

令和7年3月11日 策定

公立大学法人福岡県立大学は、性別を問わず教職員一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる環境づくりのため、次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

2 内容

(1) 目標

- ①育児休業等の諸制度について、職員への周知徹底を図る。
- ②育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。
- ③職員のワーク・ライフ・バランス推進のため、時間外勤務の縮減を図る。
- ④男性の育児休業取得率を50%以上とする。

(2) 対策

- ①職員が育児休業及び部分休業制度を理解し、取得しやすいよう、育児休業等の取得手続きや制度の概要を紹介する資料を作成し、職員に対して周知を図る。
- ②職員が気兼ねなく育児休業を取得できるよう、代替職員を配置することを基本とする。
- ③育児休業中の職員が職場から離れていることに対する不安を感じることがないように、休業中の職員に対して情報提供を行う。
- ④管理職員は、職員の労働時間に配慮しながら、特定の職員に業務が偏ることがないように配慮するとともに、業務執行の効率化や見直しについて検討し、業務量自体の縮減に努める。
- ⑤週休日の勤務については、振替を徹底することとし、管理職員はそのための勤務体制づくりに努める。